

特定(介護予防)福祉用具販売 重要事項説明書

令和 年 月 日

専門相談員の氏名

1. 事業所の概要

事業所名	ウエルパークヒルズ在宅介護サービスセンター	
所在地	中間市通谷1丁目36番3号 ウエルパークヒルズ北棟1階	
介護保険指定番号	4 0 7 2 8 0 0 0 4 0	
管理者・連絡先	辻本 美由紀	093-244-1785
サービス提供地域	中間市、北九州市八幡西区、遠賀郡水巻町・遠賀町・岡垣町・芦屋町 鞍手郡鞍手町	

2. 事業所の職員体制

管理者	1 名
専門相談員	2 名以上 (常勤 2名以上)

3. 営業時間

区分	平日
営業時間	8 : 30 ~ 17 : 30

注)土・日曜日、祝祭日、年末年始休暇(12/29~1/3)を、休業とします。

4. サービスの内容

- 「特定(介護予防)福祉用具販売」は、要介護者に必要な福祉用具のうち、厚生労働大臣が定めた種目の用具を販売する介護保険上のサービスです。
- 事業者は、利用者の心身の状況、希望、置かれている環境等を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け調整等を行います。

《 対象種目 》

- 腰掛便座
- 入浴補助用具
- 簡易浴槽
- 移動用リフトのつり具の部分
- 自動排泄処理装置の交換可能部品
- 排泄予測支援機器
- 固定用スロープ
- 歩行器(歩行車を除く)
- 単点づえ(松葉杖を除く)及び多点杖

5. 選択制の対象福祉用具の提供

- 福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者等に対し、メリット及びデメリットを含め十分な説明を行い、必要な情報を提供します。
- 福祉用具販売について、選択制の対象福祉用具の提供にあたっては、販売後サービス計画の目標の達成状況を確認し、保証期間を超えた場合であっても、利用者からの要請に応じて販売した福祉用具の使用状況を確認し、必要であれば使用方法の指導、修理(利用者負担)などを行うよう努めます。

6. 商品の納品

- (1)事業者は、商品を利用者へ引き渡すにあたって、サービス従事者によって組立・設置を行い、商品の作動具合及び利用者への適合状況を確認するものとします。
- (2)事業者は、商品を利用者に引き渡すにあたって、契約者・利用者に対して商品の使用方法、使用上の注意事項、故障時の対応等を説明し、取扱説明書を交付するものとします。
- (3)事業所は、納品に当たっては、ご利用者・ご家族のご希望に沿って対応するものとします。

7. 故障・事故等緊急時の対応

- (1)事業者は、利用者に対する福祉用具販売の提供により事故が発生した場合には、利用者
と確認を取り、市町村、利用者の家族、居宅介護支援(介護予防支援)事業者に対して、
連絡を行う等の必要な措置を講じます。
- (2)事業者は、事業者の責めにより賠償すべき損害が発生した場合は、速やかに対応します。
- (3)事業者は、事故が発生した場合にはその原因を解明し、再発防止に努めるものとします。

8. 相談窓口、苦情対応

- (1)サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当社 お客様相談窓口	電話番号	093-244-6388
	FAX番号	093-244-4705
	相談員(責任者)	辻本 美由紀 (つじもと みゆき)
	対応時間	平日 9時~17時
保険者	各市区町村介護保険係まで	
	(中間市)	093-244-1111
	(北九州市)	093-642-1441
国民健康保険 団体連合会	092-642-7813	

9. 当社の概要

名称・法人種別	(株)西日本医療福祉総合センター	
代表者氏名	代表取締役 牟田 律子	
本社所在地・連絡先	中間市通谷1丁目36番2号	093-244-1109

10. 業務継続計画の策定等について

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定福祉用具貸与の提供を継続的に実施すること及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11. 身体的拘束等の禁止

- (1) 事業所は、利用者又は利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行うことはありません。
- (2) 事業所は、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に契約者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともにその態様及び時間やその際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

12. 虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています

虐待防止に関する担当者(職・氏名を記載する)

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針を整備するとともに、必要な体制の整備を行っています。
- (4) 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します

適合状況の確認

お届けいたしました福祉用具の適合状況について下記の通り確認いたしました。

設置場所	<input type="checkbox"/> 問題なし	<input type="checkbox"/> 要調整 ()
取付状況	<input type="checkbox"/> 問題なし	<input type="checkbox"/> 要調整 ()
操作状況	<input type="checkbox"/> 問題なし	<input type="checkbox"/> 要調整 ()
身体との適合状況	<input type="checkbox"/> 問題なし	<input type="checkbox"/> 要調整 ()
その他留意点	<input type="checkbox"/> 問題なし	<input type="checkbox"/> 要調整 ()